

1問 裁判官の報酬と検察官の報酬を一般の政府職員と別の法律で定めるのはなぜか、法務当局に問う。

- 裁判官の報酬は、三権の一翼である司法権を担う職務と責任の特殊性等を踏まえ、その重責にふさわしい適材確保の必要性等を考慮して、一般の政府職員とは別の法律により定められている。
- 検察官の俸給は、検察官が、司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で重大な職責を有するなど、裁判官に準ずる性格を有するため、一般の政府職員とは別の法律により、裁判官の報酬に準じて定められている。

(注) 「一般の政府職員」とは、一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

(参考答弁) 令和6年12月12日衆・法務委員会(小竹凱議員)

- 小竹議員 裁判官の報酬及び検察官の俸給を一般の政府職員と別で定めている理由、その意義について、改めてお答えください。
- 鈴木国務大臣 今回御審議をお願いしている裁判官の報酬と検察官の俸給、それぞれについてであります。まず、裁判官ということ申し上げれば、三権の一翼であります司法権を担う存在であるということ、そして、その重責にふさわしい適材確保の必要性があること、そういった裁判官の職務と責任の特殊性を考慮しつつ、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮をして、裁判官報酬法によってその報酬が定められているところであります。

検察官ということですが、検察官についても、司法権の発動を促し、その適正、円滑な運営を図るという準司法官的な職務及び責任を有するということ、そして、原則として裁判官と同一の試験及

び養成方法を経て任用されるなど、裁判官に準ずる性格を有している
ということ、そうしたことから、裁判官の報酬月額に準じて、検察官
についても、検察官俸給法によって俸給が定められているというところ
であります。

(参考答弁) 令和7年12月11日衆・法務委員会(稲田朋美議員)議事
速報(未定稿)

○稲田委員 本法案に関しましては、人事院勧告に基づくものでござい
ますので、趣旨に基づくものでございますので賛成なんです、その
前提として、裁判官、検察官については一般の政府職員に比べて適用
される給与の水準が高く設定されておられますが、これはどういった
趣旨に基づくものでしょうか。政府参考人にお伺いします。

○内野政府参考人 お答え申し上げます。

裁判官につきましては、三権の一翼でございます司法権を担う職務
と責任の特殊性等を踏まえまして、現行の給与体系が定められており
ます。

また、検察官につきましては、司法権の発動を促し、その適正、円
滑な運営を図る上で重大な職責を有するなど、裁判官に準ずる性格を
有するため、裁判官に準じた俸給が定められているところでございま
す。